

# 安全データシート (SDS)

作成・改訂: 2014年12月27日

## 1. 製品及び会社情報

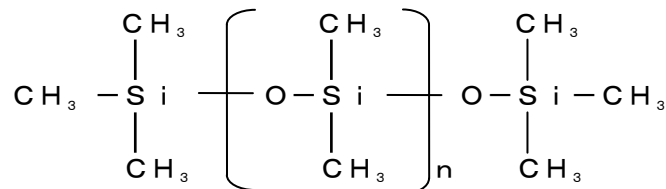
製品の名称	SC-100
会社名	東機産業株式会社
住所	東京都港区新橋5丁目32番6号 富士ビル
担当部門	生産部
電話番号	03(3434)5501 (代)
FAX 番号	03(3433)4044
緊急連絡先	生産部 電話番号 03(3434)5538
受付時間	月曜日～金曜日 9:00～17:40
メールアドレス	tokyo@tokisangyo.co.jp
推奨用途及び使用上の制限	粘度計校正液
整理番号	DSC100-1B

## 2. 危険有害性の要約

GHS分類	GHS分類基準に該当しない
GHSラベル要素	
シンボル	なし
注意喚起語	なし
危険有害情報	なし
注意書き	【安全対策】 なし 【応急措置】 なし 【保管】 なし 【廃棄】 なし

## 3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別	化学物質
化学名又は一般名	ジメチルポリシロキサン
成分及び含有率	ジメチルポリシロキサン 100%
化学特性 (化学式)	



官報公示整理番号	7-476
CAS番号	63148-62-9
危険有害成分	
労働安全衛生法(通知対象物)	対象物質ではない
化学物質管理促進法 (PRTR 法)	対象物質ではない
毒物劇物取締法	対象物質ではない

#### 4. 応急措置

- 吸入した場合
- ・新鮮な空気の場所に移す。体を毛布等でおおい、保温して安静に保ち、必要なら医師の手当てを受ける。
- 皮膚に付着した場合
- ・水と石鹼で付着した部分を洗う。
- 眼に入った場合
- ・清浄な水で最低 15 分間洗浄した後、医師の手当てを受ける。
- 飲み込んだ場合
- ・無理に吐かせないで、速やかに医師の手当てを受ける。
  - ・口の中が汚染されている場合には、水で十分に洗う。
- 急性症状及び遅発性症状の最も重要な徴候症状
- 1) 経口：通常の使用においては摂取による毒性は低い。
  - 2) 眼：直接接触すると、一時的な充血や不快感を生じる場合がある。
  - 3) 皮膚：一回の短時間の暴露では、重大な刺激はないと推定される。
  - 4) 吸入：一回の短時間の暴露では、重大な影響はないと推定される。
- 応急措置をする者の保護
- ・救助者は状況に応じて適切な保護具を着用する。
- 医師に対する特別注意事項
- ・現在のところ有用な情報なし。

#### 5. 火災時の措置

- 消火剤
- 1) 霧状の強化液、泡、粉末又は炭酸ガス消火剤が有効である。
  - 2) 初期の火災には、粉末、炭酸ガス消火剤を用いる。
  - 3) 大規模火災の際には、泡消火剤を用いて空気を遮断することが有効である。
- 使ってはならない消火剤
- ・棒状の水を用いてはならない。火災を拡大し危険な場合がある。
- 特有の危険有害性
- ・現在のところ有用な情報なし。
- 特有の消火方法
- 1) 火元への燃焼源を断つ。
  - 2) 周囲の設備等に散水して冷却する。
  - 3) 火災発生場所の周辺に関係者以外の立ち入りを禁止する。
- 消火を行う者の保護
- ・消火作業の際は、風上から行い必ず保護具を着用する。

#### 6. 漏出時の措置

- 人体に対する注意事項
- ・作業の際には必ず保護具を着用する。
- 環境に対する注意事項
- 1) 河川・下水道等に排出されないよう注意する。
  - 2) 海上の場合、薬剤を用いる場合には国土交通省令・環境省令で定める技術上の基準に適合したもので無ければならない。
- 封じ込め及び浄化の方法及び機材
- 1) 周囲の着火源を速やかに取り除く。
  - 2) 少量の場合は、土砂、ウエス等で吸収させ回収し、その後を完全にウエス等で拭き取る。
  - 3) 大量の場合は、漏洩した場所の周辺にはロープを張るなどして、人の立ち入りを禁止する。漏洩した液は土砂などでその流れを止め、安全な場所に導いた後、出来るだけ空容器等に回収する。
  - 4) 海上の場合、オイルフェンスを展開して拡散を防止し、吸着マット等で吸取る。薬剤を用いる場合には国土交通省令・環境省令で定める技術上の基準に適合したものでなければならない。
- 二次災害の防止策
- 1) 漏洩時は事故の未然防止及び拡大防止を図る目的で、速やかに関係機関に通報する。
  - 2) 付近の着火源を取り除く。

#### 7. 取扱い及び保管上の注意

- 取扱い
- 技術的対策
- 1) 指定数量以上の量を取扱う場合には、法で定められた基準に満足する製

	造所、貯蔵所、取扱所で行う。
	2) 炎、火花又は高温体との接触を避けるとともに、みだりに蒸気を発散させないこと。
	3) 静電気対策を行い、作業衣、靴等も導電性の物を用いる。
	4) 製品が残存している機械設備などを修理、又は加工する場合は、安全な場所において製品を完全に除去してから行う。
	5) 容器から取り出す時はポンプなどを使用すること。細管を用いて口で吸い上げてはならない。飲まない。
	6) 皮膚に触れたり、眼に入る可能性のある場合は、保護具を着用する。
	7) ミストが発生する場合は、呼吸器具等を使用してミストを吸入しない。
	8) 容器は、必ず密閉する。
安全取扱い注意事項	1) 石油製品から発生した蒸気は空気より重いので滞留しやすい。そのため換気および火気などへの注意が必要である。
	2) 常温で取扱うものとし、その際、水分、きょう雑物の混入に注意する。
	3) ハロゲン類、強酸類、アルカリ類、酸化性物質と接触しないよう注意する。
適切な衛生対策	・ 濡れた衣服は脱ぎ、完全に清浄にしてから再使用する。
保管	
安全な保管条件	1) 直射日光を避け、換気の良い場所に保管する。
	2) ゴミ、水分などの混入防止のため使用後は密栓して保管する。
	3) 市町村条例に従った表示を行う。
	4) 熱、スパーク、火炎並びに静電気蓄積を避ける。
	5) 保管場所で使用する電気器具は、防爆構造とし、器具類は接地する。
	6) ハロゲン類、強酸類、アルカリ類、酸化性物質との接触並びに同一場所での保管を避ける。
安全な容器包装材料	1) 空容器に圧力をかけない。圧力をかけると破裂することがある。
	2) 容器は溶接、加熱、穴あけ又は切断をしない。爆発を伴って残留物が発火することがある。

## 8. ばく露防止及び保護措置

許容濃度	・ 日本産業衛生学会(2014年度版) 記載なし ・ ACGIH(2014年度版)時間荷重平均(TWA)値 記載なし
管理濃度	・ 規定なし
設備対策	1) ミストが発生する場合は発生源の密閉化、又は排気装置を設ける 2) 取扱場所の近くに、眼の洗浄及び身体洗浄のための設備を設置する。
保護具	
呼吸用保護具	・ 通常必要でないが、必要に応じて防毒マスク(有機ガス用)を着用する。
手の保護具	・ 長期間又は繰り返し接触する場合には耐油性のものを着用する。
眼の保護具	・ 飛沫が飛ぶ場合には普通型眼鏡を着用する。
皮膚及び身体の保護具	・ 長期間にわたり取扱う場合又は濡れる場合には耐油性の長袖作業着等を着用する。

## 9. 物理的及び化学的性質

外観	無色透明液体
臭い	臭気なし
流動点	-55℃以下
沸点	データなし
初留点	データなし
引火点	300℃以上
爆発範囲	データなし

蒸気圧	データなし
密度	約 0.97g/cm <sup>3</sup> (20°C)
溶解度 水に対する溶解性	難溶
n-オクタノール／水分配係数	データなし
自然発火温度	480°C以上
分解温度	データなし
動粘度	100mm <sup>2</sup> /s (20°C)

## 10. 安定性及び反応性

反応性、化学的安定性	・ 常温で暗所に貯蔵・保管された場合、安定である。
危険有害反応可能性	・ 危険な重合は起こらない。
避けるべき条件	・ 特になし。
混触危険物質	・ 強酸化剤と反応する場合がある。
危険有害な分解生成物	・ 二酸化ケイ素、ホルムアルデヒド。

## 11. 有害性情報

急性毒性	・ 経口（ラット） LD50 >15,400mg/kg ・ 経皮（ラビット） LD50 >2,000mg/kg
皮膚腐食性及び皮膚刺激性	・ 皮膚に対する腐食性はないと考えられる。
眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性	・ 一時的な充血や不快感を生じる場合がある。
呼吸器感作性又は皮膚感作性	・ 皮膚感作性なし（類似のジメチルポリシロキサンより推定）
生殖細胞変異原性	・ 陰性（類似のジメチルポリシロキサンより推定）
発がん性	・ 発がん性なし（類似のジメチルポリシロキサンより推定）
生殖毒性	・ 現在のところ有用な情報なし。
特定標的臓器毒性、単回ばく露	・ 現在のところ有用な情報なし。
特定標的臓器毒性、反復ばく露	・ 現在のところ有用な情報なし。
吸引性呼吸器有害性	・ 現在のところ有用な情報なし。

## 12. 環境影響情報

生態毒性	・ 水生生物に対する悪影響はない。
残留性・分解性	・ 土壌中ではシロキサン類は分解する。
生体蓄積性	・ 生体蓄積性の可能性はない。
土壌中の移動性	・ シロキサン類は沈降または下水汚泥に結合することにより、水から除去される。
オゾン層への有害性	・ 成分はモントリオール議定書の付属書に列記されていない。

## 13. 廃棄上の注意

残余廃棄物	<ol style="list-style-type: none"> <li>1) 事業者は産業廃棄物を自ら処理するか、又は知事等の許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合にはそこに委託して処理する。廃棄においては、関連法規並びに地方自治体の基準に従うこと。</li> <li>2) 投棄禁止。</li> <li>3) 埋立処分を行う場合には、あらかじめ焼却設備を用いて焼却し、その燃えがらについては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」に定められた基準以下であることを確認しなければならない。</li> </ol>
-------	--

汚染容器及び包装	<p>4) 燃焼する場合は、安全な場所で、かつ、燃焼又は爆発によって他に危害又は損害を及ぼす恐れのない方法で行うとともに、見張り人をつける。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 容器は清浄にしてリサイクルするか、関連法規並びに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。</li> </ul>
----------	--

#### 14. 輸送上の注意

国際規制		
国連番号		非該当
品名(国連輸送名)		非該当
国連分類		非該当
容器等級		非該当
海洋汚染物質		非該当
国内規制		下記、輸送に関する国内法規制に該当するので、各法の規定に従った容器、積載方法により輸送する。
陸上輸送	消防法 容器	<p>指定可燃物「可燃性液体類」 危険物の規制に関する規則別表第3の2項に定めたものを使用すること。 (注) 容器は、危険物の規則に関する技術上の基準の細目を定める告示第68条の5に定める容器試験基準に適合していることを確認すること。</p>
	容器表示	<p>1) 品名、可燃性液体類 2) 数量 3) 火気厳禁</p>
海上輸送	船舶安全法	非危険物(個別運送およびバラ積み運送に於いて)
航空輸送	航空法	非危険物
	輸送の特定の安全対策及び条件	市町村条例に定めるところによる。

#### 15. 適用法令

国内法令		
消防法		指定可燃物「可燃性液体類」
海洋汚染防止法		油分排出規制(原則禁止)
下水道法		鉱油類排出規制(5mg/L)
水質汚濁防止法		油分排出規制(5mg/L許容限度)ノルマルヘキサン抽出分として検出される。
廃棄物の処理及び清掃に関する法律		産業廃棄物規制(施行令第六条：拡散、流出の禁止)

#### 16. その他の情報

安全データシートは、危険有害な化学製品について、安全な取扱いを確保するための参考情報として、取り扱う事業者提供されるものです。  
 取り扱う事業者は、これを参考として、自らの責任において、個々の取扱い等の実態に応じた適切な処置を講ずることが必要であることを理解した上で、活用されるようお願いいたします。  
 従って、本データシートそのものは、安全の保証書ではありません。